

労働災害について

労働災害には、「業務災害」と「通勤災害」があり、「業務中に発生した負傷を業務災害」、「通勤途中に発生した負傷を通勤災害」と言います。

では、業務中の負傷と通勤途中の負傷全てが、労働基準監督署において労働災害と認定されるかという点、『負傷状況』によっては労働災害として認定されない場合があります。

今回は、『労働災害』に認められない例を中心にとりまとめました。

1. 業務災害として認められない例

業務災害として認定されるには①、②どちらも該当する必要があります。

- ①業務起因性・・・業務と傷病等の間に一定の因果関係があること。
- ②業務遂行性・・・労働者が使用者の管理下にあること。

- (1) トレーニングジムに通い始めてすぐ、太ももに違和感を感じはじめた。
大丈夫だと思い業務中に走ったところ、肉離れが発症した。
⇒業務起因性が認められない可能性がある。
- (2) 以前に負傷し、治癒していた部分を再び負傷してしまった。
⇒業務起因性が認められない可能性がある。
- (3) 業務の休憩中に、ふざけて走っていたら足をくじいて負傷した。
⇒業務遂行性が認められない可能性がある。



2. 通勤災害として認められない例

通勤災害として認定されるには①、②どちらも該当する必要があります。

- ①移動が就業と関連しており、主に住居と就業場所の往復であること。
- ②往復の経路が合理的であること。

- (1) 友人の家に泊まり麻雀をした。翌日、友人の家から通勤したところ、車とぶつかり負傷した。
⇒住居と就業場所の往復と認められない可能性がある。
- (2) 業務終了後に、仲間達と飲みに行った帰りに足をくじいて負傷した。
⇒往復経路の合理性が認められない可能性がある。

3. 業務災害を防ぐために。

(1) 作業手順（ルール）を守りましょう。

- ①時間がかかる作業でも省略しない。
- ②作業路の近道をしない。
- ③決められた保護具を着用する。

(2) 作動中の機械に注意しましょう。

- ①作動中の機械には極力近づかない。
- ②自己判断で機械に触らない。

(3) 慌てた行動に気を付けましょう。

- ①急に体勢を変えない。
- ②作業路を走らない。
- ③確認作業は落ち着いて行いましょう。(指差し呼称、声出し等)

(4) その他

- ①5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)に取り組みましょう。
- ②KY(危険予知)を日頃から取り組みましょう。
- ③前日のアルコール摂取は控えましょう。
- ④睡眠、食事等しっかりとりましょう。



4. 通勤災害を防ぐために。

(1) 通勤経路の逸脱は極力控えましょう。

- ①出退勤中の日常生活上必要な行為（トイレ等）は速やかに行いましょう。
- ②娯楽施設等の利用は控え、又飲食施設等での長期滞在は控えましょう。

(2) 周囲の安全確認をしましょう。

- ①徒歩通勤であっても、交通ルールは守りましょう。
- ②作業中等の工事現場付近を通行する際は、安全確認をしましょう。

(3) その他

- ①酒気を帯びての出勤はやめましょう。
- ②睡眠、食事等はしっかりとりましょう。

《参考》

業務中(通勤中)に負傷したら

業務中(通勤中)に負傷した場合は、**速やかに就業先の責任者へ連絡を行いましょう。**

また、担当者が、主に以下の事項を聴取します。

負傷状況は、可能な限り覚えておきましょう。

①負傷箇所

②負傷状態

(・どこで ・どんな作業中に ・何が原因で)

③当負傷で診察を受けた病院名

④医師の診断結果

・診断書を提出してもらう場合があります。



※労働災害の認定は、労働基準監督署が行います。

労働災害の申請・報告を行うため、上記①～④以外に下記の事項について、労働基準監督署へより詳しく報告する必要があります。

- ・既往歴
- ・作業手順 (業務遂行は作業手順通りであったか)
- ・作業内容 (業務遂行は適切なものであったか)

※手が空いたため、頼まれてない業務範囲外の作業を行った 等

- ・現認者 (負傷を目撃した者)
- ・その他の状況 (周囲の者が注意喚起をしたが、本人は聞き入れなかった など)